

軽費老人ホームの利用料徴収における対象収入の取扱いについて

平成26年4月

栃木県保健福祉部高齢対策課

1 対象収入の考え方

対象収入＝前年（1月～12月）の収入（収入に認定しないものを除く）－ 必要経費

- (1) 前年の対象収入の取扱い
前年の対象収入の把握に当たって、1月から6月の間においては、対象収入の状況が不明である場合もあることから、前々年分の対象収入により階層を決定する。
- (2) 夫婦で入所している場合の取扱い
夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とする。
- (3) 年度途中で階層区分の変更が必要な場合の取扱い
年度途中で収入や必要経費に著しい変動があった場合、利用者からの申立てにより、変更が必要と認められる月（その月分を納入済のときは、その翌月）から行う。
なお、入院により多額の医療費を必要とする場合には、入院した月は従前の階層区分で日割計算により徴収を行い、入院期間中は徴収せず、退院時において、階層区分の見直しを行う等の取扱いをしてさしつかえない。

2 収入として認定するもの

	具 体 的 な 内 容 及 び 取 扱 い	添 付 資 料
(ア) 年 金 ・ 恩 給 等 の 収 入	<ul style="list-style-type: none"> ・年金、恩給その他これに類する定期的に支給される金銭 →その実際の受給額を収入として認定する。（収入とすべき時期は、支給基礎となる法令等で定められた支給日とする。） ※公的・私的給付は問わない。入所者が受給権を有する定期的な給付は「収入として認定しないもの」を除きすべて含まれる。 該当例：労働者災害補償保険（休業補償給付、障害補償年金等）、企業退職年金、私的終身年金保険、入所前の勤労所得（給与所得の金額を収入として認定）、雇用保険（失業給付の基本手当） ※さかのぼって受給権が生じ、1年分を超える年金、恩給等を受給したときは、1年分のみを収入として認定する。 	源泉徴収票、 支払通知書、 決定通知書等の 写し
(イ) 財 産 収 入	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる果実である地代、小作料、家賃、間代、使用料等 →課税標準額として把握された所得の金額を収入として認定する。 	課税証明書等の 写し
(ウ) 利 子 、 配 当 収 入	<ul style="list-style-type: none"> ・公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入 →確定申告がされる場合に限り、課税標準を収入として認定する。 	
(エ) そ の 他 の 収 入	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産、動産の処分による収入その他の収入（入所前の臨時的な収入は除く） →課税標準として把握された所得の金額を収入として認定する。 ・譲渡所得、山林所得、一時所得（生命保険契約に基づく一時金、満期戻金等） →この場合の「課税標準として把握された所得の金額」とは、所得税法第22条第1項に規定する総所得金額、山林所得金額等のうちこれらの所得に係るものをいう。 →なお、分離課税される譲渡所得については、租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額又は同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額をいう。 ・相続、遺贈又は個人からの贈与による所得 →相続税又は贈与税の課税価格を収入として認定する。 	

3 収入として認定しないもの

(ア) 臨時的な見舞金、仕送り等による収入（退職金も収入として認定しない）
(イ) 地方公共団体又はその長、社会事業団体その他から恵与された慈善的性質を有する金銭
(ウ) 施設からいわゆる個人的経費として支給される金銭
(エ) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により支給される特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
(オ) 公害に係る健康被害の補償金、損害賠償金で、公害健康被害補償法の補償給付に相当するもののうち、生活保護法において公害健康被害補償法の補償給付ごとに収入として認定しないものとして定める額に相当する額
(カ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律により支給される福祉手当等入所することにより支給されないこととなる金銭
(キ) 児童手当法により支給される児童手当等法令により被措置者の生活費以外の用途に充てることとされている金銭
(ク) 老人ホームにおける生きがい活動に伴って副次的に得られる収入
(ケ) その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念上収入として認定することが適当でないと判断される金銭

4 必要経費として認定するもの

	具体的な内容及び取扱い	認められない必要経費	添付資料
(ア) 租 税	・所得税、住民税、相続税、贈与税、市町村長が特別の事情があると認めたもの	固定資産税、都市計画税、不動産取得税	納税通知書の領収書、納税証明書等の写し
(イ) 社会保険料又はこれに準ずるもの	・国民健康保険の保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療制度の保険料等、所得税法第74条第2項に規定するもの（別表） ※社会保険料に準ずるものには、心身障害者扶養共済制度の掛金が該当する。		決定通知書等の写し
(ウ) 医療費	・差額ベッド代、付添費用、医薬品購入費を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費（保険金等で補填される金額を除く） ※医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱う。 ○：通院費、あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師による施術費又は医療費が含まれる。 ※医療費は、支払った医療費の総額から保険金等で補填される金額を控除した額の全額を必要経費とするものであり、 <u>所得税法における控除額の取扱いと異なるものである。</u>	・疾病の予防又は健康の増進のために供される医薬品の購入費 ・健康診断のための人間ドックの費用 ・予防接種費用	領収書等の写し （保険金等で補填される場合はそれを証明できるもの）

	具 体 的 な 内 容 及 び 取 扱 い	認められない 必要経費	添付資料
(エ) 介護サービス 利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法に規定する指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス、指定介護予防地域密着型サービスを受けた場合に、事業者を支払う利用料（いわゆる1割負担分） ※介護サービス利用者負担加算を受けている場合は、1割負担分から当該加算額を差し引いた額。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食費、材料費等の自己負担分の実費 	領収書等の写し
(オ) 仕送りの ための 費用	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者（内縁関係を含む）その他の親族が入所者の仕送りで生活している場合に、その地域における標準的な生計費を参考として、<u>市町村長が設ける限度額（注）</u>から仕送りを受ける者の収入を控除した額の範囲内において実際に仕送りしている金額 ※入所者の仕送りにより生計を維持されている配偶者等の租税、社会保険料、医療費は、仕送り費用とは別に必要経費（それぞれ租税、社会保険料、医療費）として認める。 		現金書留送付控、金融機関振込控、領収書等の写し
<p>(注)</p> <p><u>市町村長が設ける限度額の計算</u></p> <p>{前年4月1日時点の生活保護基準額（原則として、生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の合算額とする。）×1.5×12月} - (仕送りを受ける者の前年の収入)</p>			
(カ) その他 の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により資産が損害を受けた場合に、これを補填するために必要とされる費用 ・やむを得ない事情による借金の返済（原則として入所前の入所者本人に係る借金であって、やむを得ない事情によるものの返済（住宅ローン、世帯更正資金の返済等）） ・自己の日常の用に供される補装具、身体障害者日常生活用具等の購入費等の支出せざるを得ない費用があると市町村長が認めるときは、その額 ・離婚に伴う慰謝料の支払 <p>※ <u>原則は認められないが</u>、内容により必要経費として認めることができるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所前から継続しているもので、解約により著しい不利益を受けると認められる場合の生命保険料 ・入所前に本人が居住していた住宅で、入所後居住するものがなく、又は賃貸も困難な場合における通常必要とされる住宅維持費 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の意志により任意に負担するもの（交際費、見舞金、法事・墓参り費用、墓の建設・管理に必要な費用、寄付金等の費用） ・入所前の生活費（<u>入所前の医療費・介護サービス利用料を含む</u>）等、入所により不要となる費用 	<p>支払を証明できるもの</p> <p>（必要経費の認定は市町村長が行うが、その認定の際領収書等のないものについては、施設長の証明によってさしつかえない。）</p>

(別表) 所得税法第74条第2項に規定するもの

- ・健康保険法の規定により被保険者として負担する健康保険の保険料
- ・国民健康保険法の規定による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税
- ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料
- ・介護保険法の規定による介護保険の保険料
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により雇用保険の被保険者として負担する労働保険料
- ・国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金
- ・独立行政法人農業者年金基金法の規定により被保険者として負担する農業者年金の保険料
- ・厚生年金保険法の規定により被保険者として負担する厚生年金保険の保険料及び厚生年金基金の加入員として負担する掛金
- ・船員保険法の規定により被保険者として負担する船員保険の保険料
- ・国家公務員共済組合法の規定による掛金
- ・地方公務員等共済組合法の規定による掛金（特別掛金を含む。）
- ・私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金
- ・恩給法第59条（恩給納金）（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による納金

5 その他

収入認定については、内部決裁をとり、入所者に通知すること。